

**高等学校等デジタル人材育成支援事業費補助金
(高等学校DX加速化推進事業) 採択基準 (重点類型プロフェッショナル型)**

高等学校等デジタル人材育成支援事業費補助金（高等学校DX加速化推進事業）の採択基準を高等学校等デジタル人材育成支援事業費補助金（高等学校DX加速化推進事業）実施要領に基づき以下の通り定める。

I 採択基準

重点類型プロフェッショナル型及び重点類型プロフェッショナル型・半導体重点枠のそれぞれの申請要件を満たす高等学校等の取組について、下記の類型ごとの評価項目・点数に基づく得点、採択基準（基本類型・重点類型共通）に基づく得点を合算し、高等学校等デジタル人材育成支援事業費補助金（高等学校DX加速化推進事業）実施要領4. 申請方法及び採択方法等に基づき、採択校を決定する。

【評価項目】（プロフェッショナル型）（令和6年度採択校（継続申請（3年目））・令和7年度採択校（継続申請（2年目））共通）

1. 職業を主とする専門学科（農業に関する学科、工業に関する学科、商業に関する学科、水産に関する学科、家庭に関する学科、看護に関する学科、情報に関する学科及び福祉に関する学科をいう。）又は総合学科（職業に関する教科・科目を25単位以上開設している場合に限る。）を置く高等学校及び中等教育学校の後期課程における取組であること（必須）
2. コンソーシアムの構築や連携協定の締結などにより、産業界等（企業や各種法人、大学等の高等教育機関等。以下同じ。）と専門高校、専門高校の所在する自治体の持続的な連携体制が構築されていること（令和7年度において準備を進め、令和7年度中に連携体制を構築する場合を含む）（（ア）必須。（イ）～（オ）の取組を実施する場合は加算）
 - (ア) 産業界等と専門高校の教育内容における連携について産業界と教育界のコミュニケーションをサポートする役割を担う人材（产学連携コーディネーター）を活用すること（地域学校協働活動推進員等を活用する形でも可。）
(イ) 教育内容の充実に資する産業界等とのコンソーシアムの構築や、産業界等関係者を体制に含む学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の導入を行っていること（10点）
(ウ) 教育内容の充実に関する産業界等との連携協定等を締結していること（10点）
(エ) 産業界等のみならず、学校の所在する自治体（基礎自治体や都道府県の産業振興部局等。当該学校の設置者である教育委員会等を除く）が連携体制に入っていること（5点）
(オ) その他、産業界等を含む連携体制の構築を行っていること（3点）
3. 産業界等の協力を得て、本事業で整備するICT機器や産業界等の所有するICT機器等を活用した産業界等の技術者・研究者等による授業・実習等を体系的に行い、各分野におけるニーズを踏まえた最先端の職業人材育成に資する探究的・文理横断的・実践的な学びを実施すること（令和7年度において準備を進め、令和7年度中に開始する場合を含む）（（ア）必須。（イ）～（エ）の取組を実施する場合は加算）
 - (ア) 本事業で整備するICT機器や産業界等の所有するICT機器等を活用した産業界等の技術者・研究者等による授業・実習を体系的に実施すること
(イ) 産業界等の現場見学やインターンシップ等を体系的に実施すること（5点）
(ウ) 産業界等の技術者・研究者等による教師向け研修を体系的に実施すること（5点）
(エ) その他、（ア）～（ウ）以外の産業界等と連携した教育内容の充実に資する取組を体系的に実施すること（3点）
4. 最先端技術や新しい産業分野を見通した学校設定教科・科目の設定等の教育課程の編成、教科横断的な取組の推進、学科連携や専門高校間の連携、学科再編の検討等を通じた専門高校の魅力化・特色化に努めること（（ア）～（オ）の取組を実施する場合は加算）
 - (ア) 最先端技術や新しい産業分野を見通した学科再編等を令和4年度以降に既に行っていること。または、学科再編等に向けた具体的な検討を令和7年度中に開始し、必要な準備を進め、設置年度（検討

開始後3年を目安) を含めた概要について令和7年度中に対外的な公表を行うこと (15点)

- (イ) 最先端技術や新しい産業分野を見通した学校設定教科・科目等を令和4年度以降に既に開設していること。または、開設に向けた具体的な検討を令和7年度中に開始し、必要な準備を進め、開設年度(令和9年度までを目安) を含めた概要について令和7年度中に対外的な公表を行うこと (10点)
- (ウ) 最先端技術や新しい産業分野を見通した学習が可能な教科・科目の新規開設や単位数の増など、既存教科・科目による教育内容の充実に令和4年度以降に既に取り組んでいること。または、令和8年度までの開始に向けた準備を令和7年度中に進めること (5点)
- (エ) 最先端技術や新しい産業分野を見通した学習が可能となるよう、各教科等の特質を生かし、教科等横断的な学習などによる教育内容の充実に令和4年度以降に既に取り組んでいること。または、令和8年度までの開始に向けた準備を令和7年度中に進めること (5点)
- (オ) 最先端技術や新しい産業分野を見通した学習が可能となるよう、各学科や他の専門高校の特色等を生かし、学科連携や他の専門高校との連携による教育内容の充実に令和4年度以降に既に取り組んでいること。または、令和8年度までの開始に向けた準備を令和7年度中に進めること (5点)

5. 人材育成の成果目標を設定し、客観的な評価指標を定め、取組の評価・改善を図ること ((ア) の取組を実施する場合は加算)

- (ア) 人材育成の成果について、産業界等と連携した教育内容の充実により期待される成果目標を具体的に設定し、それらに対する達成度合いを評価するための定性的・定量的な評価指標を具体的に定めるとともに、取組を評価・改善し充実を図ること (5点)

6. 専門高校と産業界等が連携した教育内容の充実に関する取組の普及を行うこと (令和7年度において準備を進め、令和7年度中に開始する場合を含む) ((ア) ~ (イ) の取組を実施する場合は加算)

- (ア) 産業界等と連携した教育内容の充実について、成果発表等の広報活動のみならず、外部の視察受け入れや問合せへの積極的な対応など、他の専門高校への取組の横展開に資する活動を行うこと (5点)
- (イ) 当該校の取組について、他都道府県や県内の他の専門高校を対象とした取組の広報活動を行うこと (5点)

【評価項目】 (プロフェッショナル型・半導体重点枠) (令和6年度採択校(継続申請(3年目))・令和7年度採択校(継続申請(2年目))共通)

1. 職業を主とする専門学科(農業に関する学科、工業に関する学科、商業に関する学科、水産に関する学科、家庭に関する学科、看護に関する学科、情報に関する学科及び福祉に関する学科をいう。)又は総合学科(職業に関する教科・科目を25単位以上開設している場合に限る。)を置く高等学校及び中等教育学校の後期課程における取組であること(必須)
2. コンソーシアムの構築や連携協定の締結などにより、半導体に関連する産業界等(企業や各種法人、大学等の高等教育機関等。以下同じ。)と専門高校、専門高校の所在する自治体の持続的な連携体制が構築されていること(令和7年度において準備を進め、令和7年度中に連携体制を構築する場合を含む) ((ア) 必須。 (イ) ~ (オ) の取組を実施する場合は加算)
 - (ア) 半導体に関連する産業界等と専門高校の教育内容における連携について産業界と教育界のコミュニケーションをサポートする役割を担う人材(产学連携コーディネーター)を活用すること(地域学校協働活動推進員等を活用する形でも可。)
 - (イ) 教育内容の充実に資する半導体に関連する産業界等とのコンソーシアムの構築や、半導体に関連する産業界等関係者を体制に含む学校運営協議会(コミュニティ・スクール)の導入を行っていること(10点)
 - (ウ) 教育内容の充実に関する半導体に関連する産業界等との連携協定等を締結していること(10点)
 - (エ) 産業界等のみならず、学校の所在する自治体(基礎自治体や、都道府県の産業振興部局等。当該学校の設置者である教育委員会等を除く)が連携体制に入っていること(5点)
 - (オ) その他、半導体に関連する産業界等を含む連携体制の構築を行っていること(3点)
3. 半導体に関連する産業界等の協力を得て、本事業で整備するICT機器や産業界等の所有するICT機器等

を活用した産業界等の技術者・研究者等による授業・実習等を体系的に行い、半導体分野におけるニーズを踏まえた最先端の職業人材育成に資する探究的・文理横断的・実践的な学びを実施すること（令和7年度において準備を進め、令和7年度中に開始する場合を含む）（（ア）必須。（イ）～（エ）の取組を実施する場合は加算）

- （ア）本事業で整備するICT機器や産業界等の所有するICT機器等を活用した半導体に関連する産業界等の技術者・研究者等による授業・実習を体系的に実施すること
- （イ）半導体に関連する産業界等の現場見学やインターンシップ等を体系的に実施すること（5点）
- （ウ）半導体に関連する産業界等の技術者・研究者等による教師向け研修を体系的に実施すること（5点）
- （エ）その他、（ア）～（ウ）以外の半導体に関連する産業界等と連携した教育内容の充実に資する取組を体系的に実施すること（3点）

4. 半導体に関する学科の設置や、半導体に関する学校設定教科・科目の設定等の教育課程の編成など、半導体教育の充実に資する取組を進めること（（ア）～（エ）の取組を実施する場合は加算）

- （ア）半導体に関する学科、またそれに類する専攻、小学科、コース等を令和7年度において既に設置していること。または、開設に向けた具体的な検討を令和7年度中に開始し、必要な準備を進め、設置年度（検討開始後3年を目安）を含めた概要について令和7年度中に対外的な公表を行うこと（15点）
- （イ）半導体に関する学校設定教科・科目を令和7年度において既に開設していること。または、開設に向けた具体的な検討を令和7年度中に開始し、必要な準備を進め、開設年度（令和9年度までを目安）を含めた概要について令和7年度中に対外的な公表を行うこと（10点）
- （ウ）半導体に関する学習が可能な教科・科目の新規開設や単位数の増など、既存教科・科目による教育内容の充実に令和4年度以降に既に取り組んでいること。または、令和8年度までの開始に向けた準備を令和7年度中に進めること（5点）
- （エ）（ア）～（ウ）の取組に関して、カリキュラム内容の検討などにおいて、半導体に関連する産業界の協力を得ていること（5点）

5. 人材育成の成果目標を設定し、客観的な評価指標を定め、取組の評価・改善を図ること（（ア）の取組を実施する場合は加算）

- （ア）人材育成の成果について、産業界等と連携した教育内容の充実により期待される成果目標を具体的に設定し、それらに対する達成度合いを評価するための定性的・定量的な評価指標を具体的に定めるとともに、取組を評価・改善し充実を図ること（5点）

6. 半導体に関連する産業界等と連携した半導体人材の裾野の拡大に資する取組を行うこと（令和7年度において準備を進め、令和7年度中に開始する場合を含む）（（ア）の取組を実施する場合は加算）

- （ア）半導体に関連する産業界等と協力して、本事業により半導体について学ぶ生徒以外を対象とした半導体に関する出前授業や、生徒が主体となった半導体に関するイベント開催等、半導体人材の裾野の拡大に資する取組を実施すること（5点）